

諮問（情）第 55 号

答 申

第 1 審査会の結論

平成 29 年 3 月に札幌市オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）による調査が終了した案件の苦情等調査結果に係る公文書公開請求に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日付けで、諮問庁に対し、次の文書に関する公文書公開請求を行った。

- (1) 平成 29 年 3 月にオンブズマンによる調査が終了した案件の苦情等調査結果通知書
- (2) 平成 29 年 3 月に調査結果を通知せずに調査を終了した案件の苦情内容及び調査をしない理由について確認できる文書

2 原決定

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、苦情等調査結果通知書（7 件）及び取下げの経緯（2 件）を特定し、平成 29 年 4 月 17 日付けで原決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成 29 年 4 月 28 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨**1 審査請求の趣旨**

原決定のうち、苦情等調査結果通知書（第 28-72 号）（以下「本件対象公文書」という。）に記載されている厚生労働省の通知（以下「本件通知」という。）の名称を非公開とした部分を取り消し、本件通知名を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

(1) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 本件通知名は、苦情申立人の状態、心情、具体的な治療内容が分かる部分とはいえ、本件通知名を非公開とした判断には誤りがある。また、本件通知名を公開しても、上記のとおり苦情申立人の具体的な治療内容が分かる部分とはいえないため、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

イ 苦情等調査結果通知書の内容から、苦情申立人については、同一の疾病について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）以外の法律・制度による援助を活用して受診していたのではなく、生活保護の医療扶助制度における重複受診又は生活保護法以外の医療制度と生活保護の医療扶助制度における重複受診が問題となっていたことや、本件通知名が複数あることを考慮すれば、本件通知名を公開しても、苦情申立人の現在の病状や受診状況等が明らかになることはない。

ウ 生活保護受給者が他法・他施策を活用することを内容とする本件通知が、生活保護受給者の個別・具体的な病状や受診状況に応じて保護の実施機関（生活保護法第 19 条第 4 項）がなすべき対応について具体的に記述しているとは考えにくい。また、たとえ個別具体的な病状に応じて保護の実施機関がなすべき対応が記述されているとしても、生活保護受給者の病状は百人百様であることから、通知においてそれぞれの病状に応じた対応が記述されているのであれば、本件通知から苦情申立人の現在の病状等を特定することは困難である。

(2) 条例第 7 条第 5 号オ該当性について

ア 特定個人の受けた具体的な治療内容が公開されるのであれば格別、抽象度が高く具体的な治療内容までが明らかになるとはいえない本件通知名が公開されたとしても、市民一般のオンブズマン制度への信頼を失わせるとはいえない。また、苦情申立人という特定の市民にとっても、すでに苦情申立てがなされている以上、本件通知名が公開されたとしても、苦情申立て自体を躊躇（ちゅうちよ）することは起こりえず、オンブズマン制度の運営に著しい支障を及ぼすとは考えられない。

イ 苦情等調査結果通知書は、札幌市がどのような業務を行っているかを市民が知る上で、第一級の資料としての価値を有すると考えている。その資料的価値を鑑みれば、条例第 7 条第 5 号オに定める非公開情報への該当性については、より慎重な判断がなされるべきである。しかし、原決定は、どのような事情がオンブズマンと市民との信頼関係を損なうことになるのか、その根拠が全く明らかになっ

ておらず、非公開情報に該当するという理由付けが不十分である。

ウ オンブズマンによる調査に対し、市の担当部局がどのような回答を行ったかということもまた、苦情等調査結果通知書の公開を受けることで市民が知りうる「札幌市がどのような業務を行っているのか」の一つである。よって、オンブズマンによる本件苦情申立ての調査において、本件通知名を引き合いに出した市の担当部局からの回答は、そうした回答の巧拙や適否を含めて、市民にとっては札幌市がどのような業務を行っているかを知る第一級の資料であるから、条例第 7 条第 5 号オ該当性については、慎重な判断がなされるべきである。

エ 諮問庁の説明では、市の調査対象部局が情報等の提供を躊躇（ちゅうちよ）した場合について、「結果として、適切な調査を行うことができなくなるおそれがある」と述べるにとどまり、このことによって、「著しい支障を及ぼすと認められる」という主張は行っていないため、条例第 7 条第 5 号オに規定する非公開情報に該当しない。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

1 非公開情報

本件対象公文書中、非公開とした部分は次のとおりである。

- (1) 区の名称
 - (2) 苦情申立人の状態、心情、具体的な治療内容が分かる部分
- 本件通知名は、上記(2)に係る部分として非公開とした。

2 非公開とする理由

- (1) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 本件通知は、保護の実施機関において、生活保護受給者に対し、その病状等に応じて、生活保護法以外の法律・制度による援助を適正に活用することについて指示することを求めるもの等である。

通院している生活保護受給者に対して活用を求める制度等は多岐にわたるが、本件通知名を公開した場合、通知の内容を調査することによって、苦情申立人の現在の病状や受診状況等が明らかになることが危惧される。

病状等は個人の心身の状況に密接にかかわる情報であり、これが公開された場合、その情報自体から苦情申立人を識別することはできないものの、なお、苦情申立人の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件通知名は、

条例第 7 条第 1 号に定める非公開情報に該当する。

イ 本件通知名の各通知内容において、苦情申立人の病状及び受診状況等を特定できる事項の記載があることから、本件通知名を非公開としたものである。

(2) 条例第 7 条第 5 号オ該当性について

ア オンブズマン制度が適正に運営されるためには、苦情申立人が自発的に苦情の内容等について詳細に相談及び説明を行うことができなければならず、市の調査対象部局においても、苦情申立人に行った処分等に関し、説明を行う必要があることから、処分の根拠等について詳細に説明を行うことができなければならない。

本件通知名が公開された場合、オンブズマンと市民との信頼関係が損なわれるとともに、他人に知られたくない情報が第三者に公開されることをおそれ、市民がオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇（ちゅうちょ）することとなる。また、市の調査対象部局においても、苦情申立人に行った処分等に関して説明を行う際に、苦情申立人の権利利益を害するおそれがある情報等の提供を躊躇（ちゅうちょ）することとなり、結果として、適切な調査を行うことができなくなるおそれがある。

よって、本件通知名を公開することにより、オンブズマン制度の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるため、本件通知名は、条例第 7 条第 5 号オに定める非公開情報に該当する。

イ 原決定により公開された苦情等調査結果通知書の記載内容を鑑みれば、本件通知名が公開されなければ、札幌市がどのような業務を行っているのかを市民が知ることができないものとはいえず、本件通知名自体に高い資料的価値を認めることはできない。

第 5 審査会の判断

1 非公開情報該当性について

オンブズマン制度は、「市民の権利利益を擁護し、並びに市政を監視し、及び市政の改善を図り、もって開かれた市政の推進、市民の市政に対する理解と信頼の確保及び市民の意向が的確に反映された市政運営に資すること」を目的として設けられている制度で、市の業務について、当該業務に関して利害関係を有する者が、オンブズマンに苦情申立てを行うことができる制度である。

本件対象公文書はオンブズマンに対する苦情申立てに関して、オンブズマンが市の担当部局等を調査し、判断した結果が記載された調査結果通知書である。

本件対象公文書中、「苦情申立人の状態、心情、具体的な治療内容が分かる部分」

として非公開とした情報のうち、本件通知名について、審査請求人は条例第 7 条第 1 号本文及び同条第 5 号オの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張し本件通知名の公開を求めているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

(1) 条例第 7 条第 5 号オの該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号オは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

イ オンブズマン制度が適正に運営されるためには、苦情申立人が自発的に苦情の内容等について詳細に相談及び説明を行うことができなければならないが、仮に他人に知られたくない情報が第三者に公開されることになると、オンブズマン制度に対する市民の信頼が損なわれ、市民がオンブズマンへの苦情申立てを躊躇（ちゅうちょ）する結果を招くことは明らかである。

また、市の調査対象部局においても、苦情申立人に行った処分等に関し、説明を行う必要があることから、処分の根拠等について詳細に説明を行うことができなければならないが、申立人が他人に知られたくないであろう情報が第三者に公開されるとすれば、当該情報をオンブズマンに提供することを躊躇（ちゅうちょ）することとなり、結果として、適切な調査を行うことができなくなると考えられる。

当審査会において、本件通知の内容を見分したところ、本件通知は、保護の実施機関において、生活保護受給者に対し、その病状等に応じて、生活保護法以外の法律・制度による援助を適正に活用することについて指示することを求めるもの等であり、苦情申立人の病状、受診状況等を具体的に推測できる事項の記載が確認できた。通常、自身の病状や受診状況等は他人に知られたくない情報であり、本件通知名が公開されることにより、通知内容を容易に調査することができることから、上記のとおり市民がオンブズマンへの苦情申立てを躊躇（ちゅうちょ）することとなる等、オンブズマン制度の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

よって、本件通知名は、条例第 7 条第 5 号オに該当することから、非公開が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 1 号本文の該当性について

本件通知名は、前記(1)のとおり、条例第 7 条第 5 号オに該当すると判断されたた

め、本号該当性を論ずるまでもなく、非公開が妥当である。

2 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 5日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
平成29年 7月 7日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
平成29年 7月 10日	審査請求人の意見書を受理
平成29年 7月 12日	諮問庁に意見書を送付
平成29年 8月 8日 (第157回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成29年 8月 21日 (第158回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成29年 9月 4日 (第159回審査会)	審議
平成29年 9月 11日	答申